

令和7年第2回定例会（R07.06.09）

○8番（櫻井 茂君） 8番・櫻井 茂です。一問一答方式により3項目通告させていただきましたので、よろしくお願ひをいたします。

まず、最初の質問です。質問の1点目です。条例の適正な運用についてということでお問い合わせいたしました。

日本国憲法第94条には、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」とされておりまして、地方自治法第14条第1項では「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、条例を制定できる」、第2項において「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、条例によらなければならない」と定めております。社会情勢の変化に応じて市民福祉の向上を図る上で、市行政の基盤とも言える条例の適正な運営と改廃が必要になることから、質問をさせていただきたいと思います。

最初に、市政運営における条例の役割について、お尋ねをしてまいりたいと思います。市政運営における条例の役割を市はどのように受け止め、どのような効果を期待しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（関口忠男君） 総務部長・武石君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（武石 誠君） ご答弁申し上げます。石岡市で制定してございます条例につきましては、法令等の規定により委任された事務について定めております委任条例、それから、法令等によらず、市が独自に策定してございます自主条例がございます。委任条例につきましては、法令等に定められている事務の実施に必要となりますので、法令等を補完する役割を担っていると認識しております。市が独自に制定してございます自主条例につきましては、市のまちづくりに関連する条例などでございまして、市と市民が目指していくべきまちの姿を実現するための手段としての役割を担っているものなどがございます。そのため、条例を適切に運用することによりまして、石岡市の適切な市政運営や魅力的なまちづくりが実現できることを期待されているところと思ってございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 次に、その条例の適正な運用管理を確保するために、どのような対応を市としているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（関口忠男君） 総務部長・武石君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（武石 誠君） ご答弁申し上げます。条例の適切な運営管理といたしまして、条例の改正や廃止についてでございますが、国の法令の改正によりまして、複数の条例の改正が必要になる場合、例えて申し上げますと、過日、第1回定例会で議決をいただきました刑法の改正による各条例の改正などの場合でございますけれども、このような場合につきましては、私ども総務部で改正の取りまとめをいたしまして、議案の提案をしたところでございます。また一方で、個別の条例改正におきましては、基本的には条例の担当部局

におきまして、その必要性を判断し、議会へ上程させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 事務に支障がなければ、長年にわたり古い考え、あるいは体質を維持したまま条例が運用されているという例もあるようあります。石岡市にとりましてこれが不利益でなければいいわけですけれども、明らかに利益を失っている例もあるようありますので、今回質問させていただいております。

先ほど部長からもありましたけれども、特に自主条例ですね。国の法令改正に伴いまして市が行わなければならない条例改正は別としまして、自主的に定めて自主的に管理している条例につきましては、社会情勢や業務改善の取組に条例や規則が果たしてマッチしているのか、これを定期的に確認する必要性があるものと思っております。その上で条例や規則の改正を適切に行なうことが、円滑な行政運営に資するものと考えておりますけれども、部長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（関口忠男君） 総務部長・武石君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（武石 誠君） ご答弁申し上げます。市が独自に策定いたします自主条例でございますけれども、議員ご指摘のとおり、市が自ら改正の必要性を判断し、時代ですとか、また状況に即した条例とすることが求められると、私どもとしても考えてございます。そのため、定期的に条例の見直しを検討することについては、条例の適切な運用に資するものであると考えてございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） ただいま、定期的な見直しは条例の適切な運用に資するということで答弁をいただきましたけれども、おっしゃるとおりだと思います。

そうしますと、どのような仕組みをもって定期的な見直しを行うのか、この実効性の確保が非常に大事になるものと思います。残念ながら石岡市では、掛け声だけで実効性が伴わないことが多いと見受けられますので、これは実際にそういう事実がありますので、お分かりだとは思いますけれども、定期的な見直しや確認作業の実効性を確保するために、どのような手法、あるいはルールを考えているのか、具体的な案をお持ちでしたらお聞かせをいただければと思います。

○議長（関口忠男君） 総務部長・武石君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（武石 誠君） ご答弁申し上げます。条例の定期的な見直しでございますけれども、一定期間ごとに例えば見直しをするタイミングを設定するというのも一つあると考えてございますし、または、総合計画の基本構想ですとか基本計画の策定に合わせまして条例の見直しを行う、または、個別の各計画等がございますけれども、それと関連して制定されている条例については、その計画の見直しに合わせて見直しを検討するなど、条例の見直しの適切な時期について今後検討してまいりたいと考えてございます。

また、そのほか使用料、手数料など、複数の条例を横断的に見直す必要があるもの

につきましても、見直し時期を検討いたしまして、時代ですとか状況に即した条例となるように、見直しを図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） よろしくお願ひしたいと思います。

ただいま総合計画等の見直しに応じてというようなお話もございましたけれども、総合計画につきましては、平成23年ですかね、政府方針によりまして、地方分権推進の中で策定義務を外されていますね。ですから、非常に、目安とするには不安定なのではないかという思いもあります。私的には、夏季オリンピックの開催年のように、4年に一度と明確に誰もが分かるようなタイミングがいいのかなという気がしておりますので、ご検討いただければと思っております。

次の質問に入りたいと思います。今回、定期的なタイミングでの条例改正を求めるきっかけとなった質問でありますけれども、都市公園条例の改正ということでお尋ねをいたします。

昨年の12月、令和6年第4回定例会におきまして、ステーションパークの民間利用における問題点を質問した際に、都市公園条例で定めている使用料が50年前の基準だったということが分かりまして、非常に驚いたところであります。50年間、使用料の算出根拠、算定基準を放置していたということが分かったわけであります。これに対して市長は、しっかり見直したいと答弁をしてくれました。しかし、既に半年が経過しております。半年経過した中で今期定例会を迎えておりますけれども、条例改正案は提出されておりません。市長の考える「しっかり見直す」の意味を具体的にご説明いただければと思います。

○議長（関口忠男君） 都市建設部長・浅田君。

○都市建設部長（浅田禎智君） ご答弁申し上げます。都市公園条例でございますが、都市公園における物品の販売や興行等を行う際の使用料等について、社会情勢に合わせた条例の改正を行うため、現在、近隣市町村の都市公園条例につきまして、その根拠について情報収集を行っている状況でございます。

しかしながら、近隣市町村におきましても条例制定時期が古く、使用料等に関する改正等も行われていないことから、その根拠についての明確な資料が残っていない状況でございます。そのため、近隣市町村の金額を参考にしながら、市独自の金額設定についても現在検討を進めしており、年度内の条例改正に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 市長の「しっかり見直す」の意味を確認させていただいたわけですけれども、部長から市長に代わって答弁いただきました。今の答弁なんんですけど、私、意味がさっぱり分からんんですね。なぜかというと、今日、傍聴の方もいらっしゃるので、傍聴の方も一緒に考えていただければと思うんですけど、今の答弁ですと、近隣市町村の使用料に関しては積算根拠が不明瞭なため、石岡の使用料改正をまとめられないと。その不明瞭な根拠を参考にしながら、さらに1年近くかけて、

石岡の独自案を年度内にまとめるとかいうような答弁だったと思います。他市の例を参考にしたいんだけど、他市の例が不明瞭なので、石岡の使用料が今のところまとめられない。その不明瞭な根拠を基に今後まとめていくということで、日本語になっていないですよね。非常に不思議な感じがします。

使用料が、これまで50年以上放置されていた金額だったことが分かっていますが、改正にかける時間はさらに1年以上ということで、私は非常に不思議でしようがないんですけれども、優秀な職員がそろっていて、そんなに時間がかかるんですかねという思いが強いです。

次の質問に入ります。八郷総合運動公園関係条例についてお尋ねをいたします。

この八郷総合運動公園関係条例につきましては、3つの条例から維持管理がなされております。通常、設置管理条例といいまして、1つの施設に1つの条例というのが一般的なんですが、八郷総合運動公園は3つの条例から成り立っているという形になっておりまして、1つが、八郷総合運動公園内にある施設として、八郷総合運動公園条例に関する規定の中では、運動公園のプール、これはもう数年、故障で使っておりませんけど、八郷総合運動公園のプールの使用料、多目的広場、武道館、弓道場、ターゲット・バードゴルフ場等の使用料等について規定がございます。次に、石岡運動広場条例、こちらは芝生広場、芝生広場の屋外夜間照明とテニスコート、このテニスコートに付随する夜間照明、そういう施設の使用料が規定されています。次に、3つ目としまして石岡市農業者トレーニングセンター条例、こちらは体育館、その体育館の照明設備、ステージの使用料、温水シャワー、トレーニング室の使用料等が規定しております。

これら3つの条例で管理運営されておりますけれども、なぜ3つの条例で管理運営されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（関口忠男君） 教育部長・神谷君。

○教育部長（神谷一美君） お答えいたします。ただいま議員からございました3施設につきましては、いずれも平成17年の石岡市・八郷町の合併以前の八郷町において、設置された施設でございます。八郷総合運動公園につきましては、昭和53年に、町民の体位の向上と福祉の増進を図ることを目的に設置をされたものでございます。また、昭和57年には、都市生活者に対して健全な余暇活動の場を提供し、当時の八郷町の観光事業の促進、並びに農業者はもとより地域住民のコミュニティの醸成と健康増進を図ることを目的に、運動広場が設置されたところでございます。また、昭和59年に、農業構造改善事業の一環として、地域農業者はもとより町民に対してスポーツ、レクリエーションの場を提供し、健康増進及びスポーツ活動を通じて、地域社会の連帯感の醸成を図ることを目的として、農業者トレーニングセンターが設置されたところでございます。

ただいま申し上げましたように、それぞれの施設を設置した際の当初の目的や用途が異なることから、施設ごとに条例が制定され、合併以降もその条例を運用してきたものと認識してございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 施設設置の際に、国庫補助等をそれぞれの省庁から受けるということで、条例を省庁別に分けたということだろうと思います。国庫補助要綱の中で、利用目的の変更、あるいは施設の解体修理に制限があるのか、ないのか。あるとすれば、何年経過でそういう制約が解除される見通しとなるのか、お分かりでしたらお尋ねしたいと思います。

○議長（関口忠男君） 教育部長・神谷君。

○教育部長（神谷一美君） お答えいたします。施設の設置に際して補助金等を活用の場合、補助金交付の前提条件として、設管条例が必要な場合がございます。設管条例に公共性や管理の方法を明示することで、補助対象として認定されやすくなるものと認識しております。現在、ただいまご質問のあります3施設につきましては、起債等の返済等は終了してございまして、国庫補助等の制約というものについては、今現在はないものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） そうしますと、今回、3つの条例があるということで、実はこれ、100条委員会、今、議会で別に調査特別委員会を設置しておりますけれども、この調査の中で八郷運動公園の使用料を調べていた際に、非常に分かりづらかったという思いがして、今回質問させていただきました。市民の方々はホームページの中で使用料等を確認できますので、条例を見て使用料を確認される方はほぼいないとは思いますけれども、先ほど冒頭申し上げたように、憲法あるいは地方自治法で規定されている条例の在り方ということで考えたときに、本来であれば、制約、国庫補助等や起債の返還の問題もあって、既に支障がないというのであれば、条例改正を進めて一本化してもいいんじゃないかと思いますが、こちらについてお考えがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（関口忠男君） 教育部長・神谷君。

○教育部長（神谷一美君） お答えいたします。繰り返しの答弁とはなりますが、現在、各施設ともに起債の返済等は終了してございまして、国庫補助等の制約もないものと考えてございますので、条例の一本化については支障はないものと認識しております。今後、速やかに条例の一本化を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） ゼひとも速やかな条例の一本化をよろしくお願いしたいと思います。非常に明快で歯切れのいい答弁ということで、受け止めたいと思います。

次に、4点目です。市長の認識ということでお尋ねをしてまいります。

都市公園と八郷総合運動公園の2つの質問をさせていただき、それらを受けて、条例改正に対する、あるいは条例の適切な運営に関しての市長の認識をお尋ねするわけですけれども、50年前の基準で運用されているということで都市公園条例の実態を先ほど説明させていただき、昨年12月の第4回定期会のことを思い出してくださいればと思うんですけれども、あの後、私のほうに市民の方々から、市役所にはあきれたという声が届いております。多分、市長にも届いているんじゃないかと思うんです

けれども、担当部長の先ほどの答弁では年度内の改正を目指すということで、年度内となりますと、議会議員として考えるときに頭に浮かぶのは、来年の3月です。

この件に関して、市長は条例の改正についてどのような指示をして、どのような進行管理をしているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（関口忠男君） 市長・谷島君。

○市長（谷島洋司君） お答えいたします。条例の見直しについてでございます。市の条例につきましては、法令遵守の市政運営や魅力的なまちづくりに必要なものでございまして、時代に即した内容である必要があると考えております。使用料を見直すということになりますと、今の使用料が決して安くなるばかりではなくて、物価高騰に合わせて高くなることもあるのかなと思っております。そういう面で、使用料といったものの見直しというのは、丁寧にやっていく必要があるのかなと思っております。

初めに、都市公園条例につきましては、先ほど担当部長からご答弁させていただいたとおり、使用料等につきましても、社会情勢に合わせた改正が必要であると認識しております。担当部署に当該条例の見直しの指示をしております。条例の見直し状況について報告を受けるなど、進行管理を行いつつ、速やかに条例改正に向けた手続を進めてまいります。先ほど部長から答弁がありましたとおり、本年度中の改正に向けて進めてまいりたいと思います。

次に、八郷総合運動公園に関する条例につきましては、担当部長から答弁させていただいたとおり、関連条例が3本に分かれています。速やかに条例の一本化を進めまして、利用者にとって使いやすい施設になるよう、指示をしてまいります。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 市長にお尋ねをして、市長から答弁をいただきましたけれども、市長は速やかに条例改正に向けた手続を進めるという発言をして、その後に年度内ということで言っているんですけど、速やかに条例改正をやるのであれば、9月あるいは12月にできるんじゃないかと思うんですよね。この時間軸の考え方方がちょっと私には理解できません。条例改正にそんなに時間がかかるのかと。

その上、物価高騰の中で値上げになるのかなみたいな発言もありましたけど、これ、条例を市長は見たことがありますか。使用料の値段。私も手元に今、細かい資料は持っていないけど、売店1平米1日30円ですよ。売店1平米。ステーションパークの2階のところに、もし例えれば露店を出した際、何平米ぐらい使うんですかね。5平米ぐらい使うとしたら、1日150円ですよ、使用料。50年前の基準なんです、これ。それが値上げするとか、しないとかの話じゃないですよね。

もうきちんと財源確保といった意味からもやっていかないと、お金がない、お金がないと言っているじゃないですか、いろんなところで。財源確保を確実にやっていかないと、市の財政は厳しいんだと。これから箱物行政じゃないんですけど、たくさんの施設を建てるわけですよね、今期定例会にも出ているようですけれども。そういう中で、どれだけその足しになるかは別にしても、こういったところにもきちんと手を入れていかないと、来年の3月だからいいとかという話じゃないと思いますよ。去年の12月に一般質問しているんですから、1年以上かけて条例改正をやるという話な

ので、そんなにかかりますか。私は不思議でしようがないです。

1平米30円とか1平米3円なんて規定もありますけど、そんなのいつまでも放置していたら、笑われますよ、正直な話。しっかりしてほしいと思います。そんな悩む話じゃないと思いますので、ぜひご検討をよろしくお願ひしたいと思います。今ここでいつやるんだとこれ以上聞いても多分同じ答えでしょうから、結構でございます。

次の質問に入りたいと思います。

○議長（関口忠男君） 暫時休憩いたします。10分程度といたします。

午前11時07分休憩

---

午前11時21分再開

○議長（関口忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 2つ目の質問をさせていただきます。合併協定の履行についてでございます。

平成17年10月、旧石岡市と旧八郷町が合併し新石岡市が誕生し、今年で20年目ということになります。合併協議における協定事項として本庁舎方式が承認されておりますけれども、教育委員会事務局は八郷総合支所に配置されており、合併時の約束がいまだ履行されておりません。八郷総合支所有効活用の議論が優先されてきた背景がうかがえるわけであります。私は、つくば市の例にあるように、健全かつ円滑な市政運営の確保のための本庁舎方式、これに加えて、石岡市教育委員会の最近の事務の不手際の現状を憂えて、今こそ本庁舎方式への移行を決断する時期を迎えているものと考えまして、市長の見解を伺いたいと思っております。

まず初めに、合併協定についてお尋ねをしたいと思います。

合併20周年を迎え、当時を知る関係者の多くが一線を退かれておられる上、協定書関係資料もホームページから削除されており、見当たりません。私たちの住む石岡市が、合併後20年の歩みの中で、協定に盛り込まれた合意事項をどのように実現してきたのかを確認することが、今の私たちの責任の一つではないのかなと思っております。

そこでお尋ねしますけれども、合併協定書がホームページで閲覧できない理由、これをお尋ねしたいと思います。

○議長（関口忠男君） 市長公室長・今橋君。

○市長公室長（今橋輝雄君） ご答弁申し上げます。合併協定書は、平成17年の当時の石岡市、八郷町が合併する際に、両市町の約束事として結ばれたものでございます。当時の石岡市、八郷町の合併協議会のホームページでは、合併協定項目の掲載がされておりましたが、新市となりましてからは掲載していない現状でございます。

なお、合併協定に基づいた合併後の新市建設を総合的かつ効果的に推進することを目的としました新市建設計画につきましては、市のホームページで公開をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 合併20周年の記念の年ということで、当時の関係者の方々への敬意と感謝をささげる意味でも、合併協定書あるいは協定内容の抜粋をぜひホームページで公開していただきたいと思うわけですけれども、お考えをお尋ねします。

○議長（関口忠男君） 市長公室長・今橋君。

○市長公室長（今橋輝雄君） ご答弁申し上げます。今年は合併後20年の筋目でもございます。市民の皆様とこれまでの歩みを振り返るとともに、そのようなことが重要であろうと考えてございます。

議員ご提案の合併協定のホームページへの公開でございますが、協定書の公開だけでなく、現在はどのような取扱いになっているかなどを含めまして、ホームページへの公開を前向きに検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） よろしくお願ひします。

私はこの協定書を探して、どうにも見つからなかったんですが、当たり前と言えば当たり前なんですけど、中央図書館で調べました。そうしましたら、中央図書館にございました。『石岡市・八郷町合併の足跡』という書籍がありまして、これを確認してきたところであります。合併協定を、改めてその歩みを見たところ、足跡を見たところ、当時交わされていた議論を今の段階で見ると、非常に興味深い内容がたくさん記載されておりました。これはぜひ執行部の皆さんにもいま一度見ていただいて、今の石岡市政の中でそれを参考にしての取組も、有意義ではないのかなという思いがしております。

次に、合併協定44項目の履行状況をお伺いします。これは協定書を見ると、実は項目数は44ではないんですね。もっと少ないんですけど、どうやら行政的な目線での項目ということで言うと、44項目ということで、議会の会議録等ではこれが発言されているようありましたので、私も44項目ということで通告しておりますけれども、この44項目、実現した主な協定、そして実現していない協定がございましたら、概要で結構ですので、ご説明いただければと思います。

○議長（関口忠男君） 市長公室長・今橋君。

○市長公室長（今橋輝雄君） ご答弁申し上げます。履行状況といたしましては、基本的には全項目が履行されているものと考えておりますが、社会情勢等により事業制度が変わっているものや、当面は現行どおりとし、新市において調整するとしたもの、新庁舎建設のように、合併協定後、議会等の了承を得て実施した内容もございます。

なお、新庁舎建設に関しましては、八郷総合支所の有効活用を含め、議会の了承を得た上で進めてまいりましたが、1つの庁舎を本庁として全ての行政機能を集中させるという本来の意味での本庁方式は、実現できていないものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 私も44項目を、細かく確認はできないけれども、ざつと見た感じでは、おっしゃられるようにほとんど実行されているとは思うんですけれ

ども、ものによってはちょっとグレーなのかなというのもございました。これは目線の違いますので、執行部で改めて確認していただければ、もっとこれを充実させるとか、発展的に違う形にするとかというものもあるのではないかという気がしております。

先ほどの答弁で、44項目が一応全て履行されてはいるけれども、本来の意味での本庁舎方式は実現できていないということで、この本庁舎方式というのも、協定書の中には書いていないんですよね、本庁舎方式とは。八郷総合支所については八郷地区に関係するものを取り扱うというような表現がされていて、残りは本庁舎のほうで全部引き受けるんだよということですから、そういった意味では、この後質問しますけど、教育委員会やその他の部局についても本庁舎に本来入るべきだろうという意味での本庁舎方式という考え方になりますので、そうは言っても、先ほど答弁にありましたように、44項目履行されていますよと言ってしまえばそれで終わりなんすけれども、一応質問に対して、厳密に言えば本庁舎方式は実現していませんということをご答弁いただきましたので、ある意味、質問に対して真摯に答えていただいているのかなという印象を受けましたので、そのことは申し上げたいと思います。

次に、合併協定が実現できない理由ということで、本庁舎方式が実現できていないという意味で質問させていただいていますので、ここでは実現できない理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（関口忠男君） 市長公室長・今橋君。

○市長公室長（今橋輝雄君） ご答弁申し上げます。新市建設計画では、新市の庁舎については、建て替えを進めている本庁舎と既存施設を有効活用するとともに、住民サービスの低下を招かないよう、電子ネットワークの充実など必要な整備を図るとしております。新庁舎建設協議の中で、教育委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局を八郷総合支所に置く現在の形となったところであります。現状をもちまして、合併協定による本庁及び総合支所の組織整備方針は、一定程度は履行されているものと考えてございます。

しかしながら、1つの庁舎を本庁として全ての行政機能を集中するという本来の意味での本庁舎方式は、庁舎スペースの課題等があり、現段階では物理的に困難な状況にあるため、実現できていません。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 先ほど申し上げたように八郷総合支所の役割につきましては、協定の中では、旧八郷町の区域を所管区域とすることとしており、これをもって石岡市は本庁方式による組織機構、そして配置を採用していると判断されてきたわけであります。教育委員会や産業戦略部等も本庁舎内に配置することが合併当時の合意事項と読み取れますけれども、合併当時の庁舎規模に対しまして、職員数が合併により大幅に増えたこともあって、本庁舎に集約することは物理的に不可能ということであったところは、理解できるわけであります。その後は、八郷総合支所の利活用に議論が移ったこともあって、本庁舎建設時には国庫補助や起債などの財源確保の配慮もあって、現在の庁舎規模になったと、あるいは配置になったところで、理解を

しております。

そこで、3点目です。本庁舎方式実現に向けた考え方、いろいろ制約はありましたけれども、現行の中で本庁舎方式実現に向けた考え方があるのか、ないのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（関口忠男君） 総務部長・武石君。

○総務部長（併任） 消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（武石 誠君） ご答弁申し上げます。本庁舎のスペースの問題につきましては、議員のご指摘、またはこれまでの答弁の内容からも、物理的に難しいという状況はございますけれども、この物理的な課題を解消いたしまして本庁方式を実現することで、石岡市の組織といたしましては、連絡調整、意思決定がしやすくなり、事務の適正化または効率化が図られますとともに、移動時間の短縮など経費面での削減も図れ、市民サービスの向上につながるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 効果はあるということで認識はしているけれどもということだと思います。

今回、なぜ本庁舎方式の質問をするかということを申し述べたいと思いますが、ここ数年、教育委員会における不適切な事務の数々が非常に目立っておりまして、石岡市の利益を大きく損なっているのではないかと感じたところがございます。要因の一つとしまして、市長、副市長、さらには総務、企画、財政部局との情報交換が十分にできていないのではないかと。その背景にあるのは、教育委員会が八郷総合支所内に位置していることで、先ほど部長からもありましたけど、報連相が機能していないと。適切な行政運営を損なう結果を生んでいるように思える点があつてのことあります。

通常、同じ庁舎内にあれば、例えば市長が庁舎内を歩いているときに、部長や課長が、懸案の課題を今ちょっと市長に確認したいんですということで、立ち話で確認できることもあると思いますけれども、八郷総合支所においてはそれがなかなか思うようにいかないと。報告、あるいは判断を仰ぎたいんだけれども、市長の日程が取れないのでといううちにどんどん日が過ぎて、そのままになってしまうというようなこともあるんじゃないかなということを思ったところであります。石岡市全体としての損失を考えた場合、私は政治判断をする時期にあるのではないかと思っております。

そこで、市長にお尋ねしますけれども、本庁舎方式実現に向けた市長のお考え、どのようなお考えを持っているのか、改めてご確認させていただきたいと思います。

○議長（関口忠男君） 市長・谷島君。

○市長（谷島洋司君） お答えいたします。ただいま総務部長が答弁しましたとおり、現在の本庁舎におきましてはスペースの問題がございますので、1つの庁舎を本庁として全ての行政機能を集中させるという本来の意味での本庁方式の実現は、できていないという現状でございます。しかしながら、議員ご提案のように、組織の距離的な問題を解消することで適正化が図れる部分も多いと考えておりますので、様々な方策や課題解決策についての前向きな検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 物理的な距離を縮める方策として、ネットワークを利用するとかテレビ会議的な仕組みを採用するとか、いろいろな案があるとは思うんですけど、やはり、もう既にそういったツールはありますけれども、ツールを活用しても、現実的に距離が近いものには到底かなわないというのが現状なのかなという思いがしております。

先ほど指摘しましたけれども、つくば市などは、分庁舎方式を取っていたのをえて本庁舎方式に切り替えたのは、そういった理由があつてのことということで聞いております。つくば市と石岡市の市の大きさのレベル等は違いますけれども、市民サービスの充実であるとか、先ほど質問しましたけれども条例の適切な運用であるとかいろいろな面で、間違ひなく本庁舎方式にしたほうが石岡市の利益になるのだろうという思いがいたしておりますので、ぜひ真剣にご検討いただければと思います。

次の質問に入ります。3点目です。道路整備についてお尋ねをしたいと思います。

石岡市は茨城県の中央部に位置しまして、筑波山と霞ヶ浦に挟まれた交通の要衝地として発展してきました。そのため多くの道路整備計画が予定されている一方で、地権者との協議、財源の確保、文化財保護等の観点から、思うように道路整備が進捗していないという現実もございます。

貝地・高浜線及び国道6号バイパスの整備進捗と今後の見通しについてお尋ねしてまいりたいと思います。まず、貝地・高浜線の整備促進についてであります。こちらの全体計画の概要を確認させていただきたいと思います。

○議長（関口忠男君） 都市建設部長・浅田君。

○都市建設部長（浅田禎智君） ご答弁申し上げます。貝地・高浜線でございますが、国道6号の国府四丁目の交差点付近から山王川、日の出橋付近までの延長3,720メートルの都市計画道路でございます。このうち合併市町村幹線道路緊急整備支援事業の指定路線として、平成17年度に、旧城南中学校付近の県道石岡田伏土浦線との交差点部から山王川の日の出橋付近までの延長1,300メートル区間について指定を受け、旧高浜小学校付近から山王川、日の出橋付近までの延長約800メートル区間を優先区間として、整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） これは、全体的な計画の中での現在までの進捗状況、こちらについてもお尋ねしたいと思います。

○議長（関口忠男君） 都市建設部長・浅田君。

○都市建設部長（浅田禎智君） ご答弁申し上げます。進捗状況でございますが、優先区間である旧高浜小学校付近から山王川、日の出橋区間の約800メートル、こちらの本線の整備が完了しましたので、令和7年4月に供用開始をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 広報紙等で、山王川、日の出橋付近から高浜小学校脇、高浜台までの道路が開通したということが載っていましたので、道路整備ができたということは非常に喜ばしいんですけど、効果が果たしてどれほどあるのかというのは、非常に疑問な点がございます。別にけちをつけるわけじゃないんですが、先ほどあったように貝地・高浜線ということになると、常磐線を越える跨線橋ができない限り、道路としての機能を100%生かせないという。トンネル整備でいけば、朝日トンネルは開通したけどアクセス道路ができていない。あるいはその逆ですね。アクセス道路は完了したけど、トンネルが開通していない。これは、その役割を十分に果たせないわけでありますと、双方がきちんと計画にのっとって順次整備が進められるというのが理想形なんですけれども、そうなると、今現在、跨線橋という計画が議会にも示されていないようありますので、今後の整備に向けてはどのような取組をしていくのかを、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（関口忠男君） 都市建設部長・浅田君。

○都市建設部長（浅田禎智君） ご答弁申し上げます。今後の取組でございますが、JR常磐線をまたぐ跨線橋の整備につきましては、多額の事業費が見込まれることから、まず財源の確保が必要であると考えてございます。優先区間の整備に当たりましては、国の防災・安全交付金や合併特例債などの有利な財源を活用しながら進めてまいりました。また、本路線は国道6号千代田石岡バイパスのアクセス道路にもなる路線でございます。これらを踏まえまして、財源の調査を進め、国道6号千代田石岡バイパスの進捗状況を見ながら、具体的な整備計画の策定も含めた事業着手時期を、見極めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 財源の確保が大事であるという答弁もいただきましたけれども、現実的には、跨線橋ということになりますと常磐線を越えるわけでありますと、この場合、JRとの協議が絶対条件でありますね。JRは、具体的な跨線橋の整備計画がないと協議に応じないと。これは当然と言えば当然だと思います。造りたいんだよと言って協議に応じていたら、JRのほうは、整備計画もなくて、そんなの聞いていられませんという話ですから、きちんとした整備計画、石岡市で言えば財源、あるいは整備の期間、どういう手法で取り組むかなどの計画がきちんとまとった上で、JRと向かい合っての協議ということになると思います。

それが、現在、策定に着手していないだろうと想定されておりまして、というのも、先ほど答弁がありましたように、6号バイパスの進捗を見据えながらというような答弁もありましたので、そうなると、6号バイパスの開通がいつになるのかという話になってしまいますと、5年先になるのか、10年先になるのか、よく分かりませんよということなんだろうと思います。この後の質問で確認はしますけれども。

この貝地・高浜線の跨線橋の整備計画はつくりたくてもつくれないのかなという思いを私は受け取っていますけど、実際の方向性をどのように考えているのか、お答えをいただければと思います。

○議長（関口忠男君） 都市建設部長・浅田君。

○都市建設部長（浅田禎智君） ご答弁申し上げます。議員ご指摘のとおり、JR東日本との協議には整備計画が必要になってまいります。この整備計画につきましては、高浜エリア全体の整備計画の策定や国道6号千代田石岡バイパスの進捗状況など、総合的に勘案した上で、先線の整備計画の策定や協議時期を判断してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 最終的な判断は市長になるかと思いますけれども、要するに6号バイパスの開通が見込める段階をもって跨線橋の整備計画をつくり始めるという話であれば、もう10年先になるのか20年先になるのか、誰も分からぬという状況になってしまふと思うんですね。そうじゃなくて貝地・高浜線を本当に整備する気があるならば、もうどんどん進めないと、その後にまたさらに5年、10年かかると想定されるわけですから、その判断を誰がいつするのかということになれば市長しかいませんので、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（関口忠男君） 市長・谷島君。

○市長（谷島洋司君） お答えいたします。貝地・高浜線につきましては、担当部長から答弁したとおり、様々な課題があると認識しております。跨線橋を含めた先線の整備につきましては、国道6号千代田石岡バイパスの進捗状況や高浜駅の活用、あるいは高浜エリア全体をどのように活性化していくかなど、今後の方向性を見極めた上で、必要な財源の確保に向け、国などの関係機関に対し要望を行うとともに、事業化をした際には、JR東日本にも働きかけを行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） なかなか難しい話かと思いますね。市長からは高浜地区の整備、活性化に向けての取組の話も出てまいりましたので、そうすると、6号バイパスに関連して高浜地区の問題も関係してくるということになると、余計その条件設定が難しくなるので、なおさら先が見えない。財源確保も併せて、非常に厳しい状況だということなんだろうと思います。とにかく頑張っていただきたいと言うしかないですね。

その関連する6号バイパスの整備促進についてお尋ねしたいと思います。現在までの進捗状況をお尋ねします。

○議長（関口忠男君） 都市建設部長・浅田君。

○都市建設部長（浅田禎智君） ご答弁申し上げます。国道6号千代田石岡バイパスの進捗状況でございますが、令和7年3月31日時点で、用地取得率が約99%、事業費ベースの事業進捗率が約75%と伺ってございます。整備状況につきましては、かすみがうら市市川地区などの改良工事を実施しているほか、今年度は東田中高架橋ほか橋梁上部工の実施を予定していると伺ってございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 事業の進捗率が99%ということで、残りの1%が石岡市にとっての、石岡市というか国にとっての最大の課題ということになるんだろうと思い

ます。国がその課題解決、1%に注ぐエネルギーに石岡市も地元としてどれだけ協力できるかで、開通までの日数、年数が変わるのかなという気がしておりますので、頑張っていただくしかないのかなと思います。

進捗率は75%ということで、これは予算の話と絡んでくると思いますけれども、どれだけ国庫予算が6号バイパスに注ぎ込まれるのか、注ぎ込まれることによって整備期間を短くしていくという努力を市長にお願いするわけですけれども、この課題解決に向けた石岡市としての取組状況等をご説明いただきたいと思います。

○議長（関口忠男君） 都市建設部長・浅田君。

○都市建設部長（浅田禎智君） ご答弁申し上げます。課題でございますが、市といたしましては、中津川地区の一部の地権者において用地取得が難航していること、あとは、整備に必要な予算の確保であると認識してございます。用地取得に向けた取組につきましては、国におきまして、土地収用法を活用し用地取得を進めていると伺っております。また予算につきましては、国において令和7年度の当初予算16億6,000万円を確保していただいてございます。

さらに、本市が事務局を務め、かすみがうら市と小美玉市が構成員となっています国道6号建設促進期成会におきまして、国土交通省や財務省、構成市選挙区出身の国会議員に、整備に必要な予算、財源の確保などの要望を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 課題解決に向けて国等への陳情に努力しているという答弁であったと思いますけれども、これらを受けて今後の見通しはどうのように見ているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（関口忠男君） 都市建設部長・浅田君。

○都市建設部長（浅田禎智君） ご答弁申し上げます。今後の見通しについてでございます。国では、具体的な開通時期は公表してございませんので、大変申し訳ございませんが答弁はできませんが、市といたしましては、先ほど答弁させていただいた要望活動を継続しまして、本線の一日でも早い完成に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 国へのいろいろな陳情等の努力、あるいはその中の見通しということでご答弁いただきましたけれども、非常に厳しいのには変わりはないんだろうと思います。市長のほうでこの見通しに向けてどのような思いを持っているのかを、確認させていただきたいと思います。

○議長（関口忠男君） 市長・谷島君。

○市長（谷島洋司君） お答えいたします。国道6号の千代田石岡バイパスにつきましては、事業化より間もなく30年がたつことになっております。この6号バイパスにつきましては、開通によりまして、国道6号の交通渋滞が解消されるだけではなくて、観光地や商業施設等へのアクセス性が向上いたしまして、地域の活性化と安全安

心なまちづくりに寄与するものと考えております。引き続きこの整備促進と十分な予算の確保について、要望してまいりたいと思います。

○議長（関口忠男君） 8番・櫻井 茂君。

○8番（櫻井 茂君） 事業化から30年という答弁をいただきましたけれども、実際にはもっと以前ですね。事業化からは30年なんでしょうけれども、それよりも以前にバイパス整備の陳情等を市、あるいは市議会でされていて、その際にいろいろな、何ていうんですかね、困難にぶち当たって、1回頓挫したと。その後、関係者の努力でその事業化が30年前から進んだというような流れがございますので、もう6号バイパスを何とかしてほしいというのが市民の願いでもありますし、いち早い整備をお願いするところですけれども、今回質問をするに当たって、もしかすると6号バイパス開通に向けて、トンネルの向こう側の光が見えるような良い話が出るのかなと思って期待していたんですが、残念ながらそういう話もないようですので、現状については、工事の進捗に向けて石岡市ができる努力を一生懸命やっていただいて、しばらくはその推移を見守るということになりそうな感じを受けました。

このたびの質問で、先ほども指摘しましたけれども、6号バイパスと貝地・高浜線における跨線橋の整備、さらには高浜地区の住環境向上への取組などが複雑に関係し合っていますので、どれもが進めるに当たってはなかなか大変なんだろうと思います。当然これについては多額の費用を確保する必要がありますので、市長が先頭に立って事業を進めることになるわけですけれども、今後、地域の方々の声を丁寧に拾っていただいて、事業への理解と協力をしっかりと確保しつつ、加えて無駄遣いをなくして、健全財政の確保に向けて最大限の努力をお願いしたいと思います。先ほども条例改正のほうで指摘しましたけど、できる努力は速やかにしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。